

簡易水道施設等き損による損害賠償請求等の取扱要綱

令和4年4月1日制定
令和8年4月1日一部改正
〔上下水道局水道保全課〕

（趣旨）

第1条 この要綱は、簡易水道施設等き損事故に関し、簡易水道施設等の原状復旧の方法並びに簡易水道施設等をき損させたことによって生じる損失を民法（明治29年法律第89号）第709条の規定に基づき原因者に請求するために必要な手続き及び基準を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- （1）簡易水道施設等 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項及び第9項に規定する水道施設及び付帯施設をいう。
- （2）簡易水道施設等き損事故 簡易水道施設等をき損させた事故をいう。
- （3）原因者 簡易水道施設等をき損させた者をいう。
- （4）管理者 郡山市上下水道事業管理者をいう。
- （5）職員単価 当該年度における水道保全課職員の平均給与時間単価（勤務時間（郡山市上下水道局企業職員の勤務時間等に関する施行規程（平成7年郡山市水道局規程第6号）第5条第1項に規定による勤務時間）を超えて作業した場合は、当該平均給与単価に郡山市上下水道企業職員給与規程（昭和40年郡山市水道局規程第7号）第17条第1項及び第18条第1項に定める割合を乗じて得た額）をいう。
- （6）往復時間 簡易水道施設等き損事故対応のために派遣した職員が、勤務公署からの往復に要した時間（事故対応時間を含む。）をいう。
- （7）損料等 建設機械等損料算定表及び土木事業単価表（福島県土木部制定）の定める1時間当たりの車輛損料及び燃料費の合計額をいう。
- （8）水量料金単価 郡山市簡易水道事業給水条例第22条に定める20立方メートルを超えた場合の1立方メートル当たりの単価並びに消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出した消費税額及び地方消費税額（以下「消費税」という。）の合計額をいう。

（確約書の提出）

第3条 管理者は、簡易水道施設等をき損した原因者に対し、確約書（別記様式）の提出を求めるものとする。

（原状復旧行為）

第4条 管理者は、き損した簡易水道施設等を原状復旧するために、次の対応を行うものとする。

- （1）修繕及び当該修繕に関連して行う応急給水の運搬、広報、連絡通信等
 - （2）需要者からの断水、水の濁り等に関する問い合わせの対応等
- 2 管理者は、原因者において修繕業者の選定が困難な場合に限り、当該修繕の発注を行うものとする。

3 前項における修繕業者は、管理者が水道法第16条の2第1項の指定をした郡山市指定給水装置工事事業者でなければならない。

(損害賠償費の請求範囲と算出基準)

第5条 簡易水道施設等き損事故により生じた損害の額は、次の各号に掲げる費用を合算し、算出するものとする。

- (1) 現場調査費 き損した現場の調査確認及び現場監督に要した費用をいい、職員単価に往復時間に乗じて得た額とする。
- (2) 断水広報費 断水を伴う復旧工事を行うに際して、断水を周知するために行う広報活動に要した費用をいい、職員単価と損料等の合計額に往復時間に乗じて得た額とする。
- (3) 応急給水作業費 断水を伴う復旧工事を行うに際して、給水車の出動に要した費用をいい、職員単価及び損料等の合計額に往復時間に乗じて得た額とする。
- (4) 仕切弁開閉作業費 仕切弁等の操作作業に要した費用をいい、職員単価に往復時間に乗じて得た額とする。
- (5) 損失水量費 き損した簡易水道施設等からの漏水の水量及び洗浄のために放出された推定水量の費用相当額をいい、別表に基づき算出した放水水量に水量料金単価及びき損発生時から給水供給停止までの時間に乗じて得た額とする。
- (6) 修繕費 き損した簡易水道施設等の復旧作業を行うに際し、管理者が郡山市指定給水装置工事業者に修繕を依頼した場合、その要した費用をいう。
- (7) 事務費 当該修繕に要した全ての事務作業の費用をいい、厚生労働省が定める当該年度の水道施設整備費に係る歩掛表に定める一般管理費等の算定の方法により算出した額とする。
- (8) その他費用 簡易水道施設等のき損に基づく損害で、原因者に請求することが相当であり、かつ明確な算出根拠のある費用をいう。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、簡易水道施設等き損による損害賠償請求の取扱に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別紙様式（第3条関係）

確 約 書

今回、下記の工事等を施行中、誤って貴局所有及び管理する簡易水道施設等を損傷いたしました。

つきましては、貴局の指示に従い、原状回復工事を早急に実施いたします。

また、このき損事故に伴う貴局の損害額につきましては、簡易水道施設等き損による損害賠償請求等の取扱要綱の規定に基づき、後日、貴局の指示に従い、賠償することを確約いたします。

なお、今後はこのような事態を引き起こさないよう十分に注意いたします。

記

工 事 等 名	
発 注 者	
受 注 者	
き 損 場 所	

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

様

住 所

氏 名

別表（第5条関係）

口径・水圧別流出水量表（m³/h）

$$Q = C \cdot A \cdot \sqrt{2gH} \quad C = 0.51$$

水圧 (MPa) 口径 (mm)	0.10	0.15	0.20	0.25	0.30	0.35	0.40	0.45	0.50	0.55	0.60	0.65
φ13	3.4	4.2	4.8	5.4	5.9	6.4	6.8	7.2	7.6	8.0	8.4	8.7
φ20	8.1	9.9	11.4	12.8	14.0	15.1	16.2	17.1	18.1	18.9	19.8	20.6
φ25	12.6	15.5	17.8	19.9	21.9	23.6	25.2	26.8	28.2	29.6	30.9	32.2
φ30	18.2	22.3	25.7	28.7	31.5	34.0	36.3	38.5	40.6	42.6	44.5	46.3
φ40	32.3	39.6	45.7	51.1	55.9	60.4	64.6	68.5	72.7	75.8	79.1	82.4
φ50	50.5	61.8	71.4	79.8	87.4	94.4	100.9	107.1	112.9	118.4	123.6	128.7
φ75	113.6	139.1	160.6	179.5	196.7	212.4	227.1	240.9	253.9	266.3	278.2	289.5
φ100	201.9	247.2	285.5	319.2	349.7	377.7	403.8	428.2	451.4	473.4	494.5	514.7
φ150	454.2	556.3	642.4	718.2	786.7	849.8	908.5	963.6	1,015.7	1,065.3	1,112.6	1,158.1
φ200	807.5	989.0	1,142.0	1,276.8	1,398.7	1,510.7	1,615.0	1,713.0	1,805.7	1,893.8	1,978.0	2,058.8
φ250	1,261.7	1,545.3	1,784.4	1,995.0	2,185.4	2,360.5	2,523.5	2,676.6	2,821.3	2,959.0	3,090.6	3,216.8
φ300	1,816.9	2,225.2	2,569.5	2,872.8	3,147.0	3,399.1	3,633.8	3,854.2	4,062.7	4,261.0	4,450.5	4,632.2